

求 人 票

作成日：2020年7月31日

掲出期限：2020年12月31日迄

(※は必須事項となります。その他は任意にご記入ください。)

【基本情報】

フリガナ	オーエムエムホウリツジムシヨ
* 事務所名	OMM 法律事務所
* 事務所所在地	〒102-0093 東京都千代田区平河町 2-2-1 平河町共和ビル 4 階
* 代表（又は採用）弁護士	大塚 和成
ホームページ URL	https://omm-law.com/
* 弁護士数	6名（男性：6名 女性：0名）
* 主な取扱事件	裁判、紛争（会社訴訟非訟を中心とした企業活動に関わる事件） 経営支配権争いに関わる事件（内紛、敵対的企業買収、委任状争奪戦、社長解任） 企業不祥事対応 会社法、金融商品取引法、民商法を中心とした企業活動に関わる法律問題の助言
勤務形態・時間・休日等	裁量労働制
勤務に関する諸条件 (雇用形態、給与額、諸手当、福利厚生等について、お決まりの範囲でご記入ください。)	年俸制（1000～1800万円） 個人受任は自由で、他の弁護士の助力を得ない限り経費を事務所に入れる必要はありません。

【募集概要】

応募資格	* 対象	(早稲田大学大学院法務研究科修了生) ■ 現司法修習生（第73期） ■ 第65期から第72期までの経験弁護士 備考（上記より年次が高い方、第74期司法修習生の方は応相談）		
	スキル等	司法試験成績上位者（500番以内）かつ経験弁護士は企業法務系事務所での経験。又は裁判官・検察官経験者。		
* 採用予定人数	1～2名			
業務内容	事務所の案件に主体的に関与していただき、主任を務めていただくこともあります。OJT教育で、先輩アソシエイト弁護士やパートナー弁護士から指導、フィードバックします。			
入所日	随時	勤務予定地	東京都千代田区	
求める人物像	・物事を深く追求することができ、文献・判例に基づいた考えを重視することができる方 ・素直な人柄で、吸収意欲が高い方			
* 応募方法	履歴書・職務経歴書をE-mailでお送りください。			
応募期間	2020年8月1日～2020年12月31日			
* 連絡先	担当者	佐藤美由紀（秘書）		
	住所	上記		
	電話番号	03-3220-0330	E-mail	info@omm-law.com

弊所では、上場企業を中心に、ベンチャー企業から大手企業まで、広いクライアント層からの依頼を数多く受けております。案件の中には世間でも注目を集める事件や、大手事務所と競合するような規模の案件もあり、また、代表弁護士を中心に経営支配権争いの案件で多くの実績がございます。また、顧問先（上場企業、ベンチャー企業、外資企業、ファンド）のジェネラルコーポレートの量が多く、ニューヨーク州弁護士の資格を有する弁護士の参画により、英語案件も増加しています。

若手弁護士には、まずはジェネラルコーポレートの領域を中心に、訴訟案件にも関与いただく予定です。

意欲の高い方の応募をお待ちしております。

【その他補足事項】

・働き方、キャリアについての考え方は個人の意思を尊重しています。

代表弁護士は、弁護士個人とコミュニケーションを取りたいと考えています。

・合議を重視する事務所ですので、代表、パートナー、アソシエイト、事務局、全員との相性を重視します。YES マンではなく意見を言い合える方、主体的に案件に取り組み、弁護士として自立する意志の方がフィットします（受動的又は労働者の視点でものを考える方は合いません。）

・コロナ禍においても継続的に依頼を受けており、コロナ禍の影響を受けず潤沢に案件があり顧客数は増加してい

・2020年12月頃に同ビル内で増床予定です（現在4階の1フロアですが、1階を借り増し、2フロアとなります。）。

参考：m-SITE-r 一級建築士事務所 FACEBOOK より

<https://www.facebook.com/msiter24580/posts/2074710245879321>

*過去案件例（適時開示・報道されているものに限る。）：

・CAICA（東証JQS）のライツ・オフリングによる資金調達案件（2020年）

CAICAが、ライツ・オフリング（ノンコミットメント型／上場型新株予約権の無償割当て）による資金調達を行うと公表した案件に、リーガル・アドバイザーとして関与しました。

・Nuts（東証JQS）の不正調査案件（2020年）

日本経済新聞電子版が令和2年3月2日に報道したNutsの平成31年2月8日付けリリース「平成31年3月期業績予想の公表に関するお知らせ」を公表したことが金融商品取引法第158条にいう「偽計」に当たるという嫌疑。）に係る事実関係の調査の調査委員会の事務局

・パス（東証二部）の委任状勧誘案件（2020年）

株主がパスに対して臨時株主総会の招集をして、会社（パス）と株主が委任状勧誘をして、会社側を防衛し、その後株主との和解に導きました。

・リソー教育（東証一部）の駿河台学園の資本業務提携案件（2019年）

リソー教育と、駿河台学園が資本業務提携契約を締結したことについて、リソー教育側が

備考（特記事項・応募者に向けてのメッセージ等）

ら、法的な助言をしました。

- 廣濟堂（東証一部）のMBO 阻止案件（2019 年）

東洋経済 ONLINE で報道された、代表弁護士が創業家を代理して、バインによる廣濟堂の MBO を阻止した案件。MBO を推進した当時の社長（当時の経営陣）と社外役員全員（創業家に味方した監査役 1 名は除く。）は定時株主総会で退任となり、取締役会の過半数を取ることに成功。

- イメージワン（東証 JQS）の委任状勧誘案件（2018 年）

会社の定時株主総会において、株主側で委任状勧誘をして勝利して経営権を把握、社長が交代となりました。

- 21LADY（名証セントレックス）の委任状勧誘案件（2018 年）

会社はシュークリームのヒロタを事業子会社に持つ純粋持ち株式会社です。

会社の定時株主総会において、株主側で委任状勧誘をして勝利し経営権を把握、社長が交代となりました。

稲門法曹会事務局・早稲田大学大学院法務研究科キャリア支援室

（メールアドレス：tohmon-career@list.waseda.jp FAX 番号：03-5286-1720）